第８章 故意によるものでないことによる救済

指定（選択）官庁での手続において認められている期間徒過後の救済規定については、次のものがあります。なお、故意によるものでないことによる救済は、令和５年４月１日以降に手続期間を徒過した手続が対象となります。令和５年３月３１日以前に手続期間を徒過した案件は、「正当な理由があること」が回復要件となります。

１．外国語でされた国際特許出願及び国際実用新案登録出願の翻訳文の提出

外国語でされた国際特許出願の出願人は、国内書面提出期間内に当該明細書等翻訳文を提出することができなかったことが故意によるものでないときは、経済産業省令で定める期間内に限り、明細書等翻訳文並びに図面及び要約の翻訳文を特許庁長官に提出することができます。救済が認められた翻訳文は、国内書面提出期間が満了する時に特許庁長官に提出されたものとみなされます。

（特１８４条の４（４）及び（５）、実４８条の４（４）及び（５））

救済手続期間は、手続ができるようになった日から２月以内です。

ただし、当該期間の末日が国内書面提出期間（又は翻訳文提出特例期間）の経過後１年を超えるときは、国内書面提出期間の経過後１年以内となります。

（特施３８条の２（２）、実４８条の４（４））

救済手続期間内に手続を行うとともに、その救済手続期間内に、所定の期間内に手続をしなかったことが故意によるものでないことを表明し、所定の期間内に手続をすることができなかった理由及び手続をすることができるようになった日を簡明に記載した回復理由書を提出します。なお、特許庁長官は、回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を求める場合があります。

（特施３８条の２（３）及び（４）（実施２３（３）において準用））

２．出願審査の請求

出願審査の請求をすることができなかったことが故意によるものでないときは、経済産業省令で定める期間内に限り、出願審査の請求をすることができます。救済が認められた出願審査の請求は、期間が満了する時に特許庁長官にされたものとみなされます。

（特４８条の３（５）及び（６））

救済手続期間は、手続ができるようになった日から２月以内です。

ただし、当該期間の末日が特許法第４８条の３第１項に規定する期間経過後１年を超えるときは、同項に規定する期間の経過後１年以内となります。

（特施３１条の２（４））

救済手続期間内に手続を行うとともに、その救済手続期間内に、所定の期間内に手続をしなかったことが故意によるものでないことを表明し、所定の期間内に手続をすることができ

なかった理由及び手続をすることができるようになった日を簡明に記載した回復理由書を提出します。なお、特許庁長官は、回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を求める場合があります。

（特施３１条の２（５）及び（６））

３．特許管理人等の選任の届出

在外者である国際特許出願の出願人は、国内処理基準時までは、特許法第８条第１項の規定にかかわらず、特許管理人によらないで手続をすることができますが、国内処理基準時の属する日後３月以内に特許管理人を選任して特許庁長官に届け出なければなりません。

（特１８４の１１（１）及び（２）、特施３８の６の２（１））

特許庁長官は、特許管理人の選任の届出がなかったときは、在外者の手続者に対して、その旨通知をしなければならないとされています。（特１８４の１１（３））

その通知を受けた者は、通知を受けた日から２月以内に特許管理人を選任して特許庁長官に届け出ることができます（特１８４の１１（４）、特施３８の６の２（２））が、特許管理人の選任の届出がなかったときは、その国際特許出願は、取り下げたものとみなされます。

（特１８４の１１（５））

特１８４の１１（５）の規定により取り下げたものとみなされた国際特許出願の出願人は、特１８４の１１（４）に規定する期間内に特許管理人の選任の届出をすることができなかったことが故意によるものでないときは、経済産業省令で定める期間内に限り、特許管理人を選任して特許庁長官に届け出ることができます。

（特１８４の１１（６））

救済可能期間は、手続ができるようになった日から２月以内です。

ただし、当該期間の末日が特１８４の１１（４）に規定する期間経過後１年を超えるときは、同項に規定する期間の経過後１年以内となります。

（特施３８条の６の２（３））

救済手続期間内に手続を行うとともに、その救済手続期間内に、所定の期間内に手続をしなかったことが故意によるものでないことを表明し、所定の期間内に手続をすることができなかった理由及び手続をすることができるようになった日を簡明に記載した回復理由書を提出します。なお、特許庁長官は、回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、を証明する書面の提出を求める場合があります。

（特施３８条の６の２（４）及び（５））

特１８４の１１の規定は、国際実用新案登録出願に関する手続に準用します。

（実４８の１５（２））

４．優先権の回復

優先権主張を伴う国際出願が、パリ条約の規定する優先期間（優先日から１年）経過後２月

までの間にされた場合、優先権主張はこの理由のみで無効とはなりません。出願人の請求により受理官庁又は指定官庁が適用する優先権の回復基準を満たしているときには優先権を回復することができます。（規則２６の２．２（ｃ）、規則２６の２．３、規則４９の３．２）

優先期間を徒過した国際出願の優先権の回復

令和５年４月１日以降に優先期間を徒過した国際出願の優先権の回復については、日本の指定官庁は優先権の回復基準として「故意ではない(Unintentional)」（故意によるものでないこと）を採用します

よって、受理官庁において、「相当な注意(Due care)」又は「故意ではない(Unintentional)」基準を認定して優先権が回復された場合、合理的な疑義がない限り指定国日本において効力を有しますので、日本の指定官庁に対し改めて優先権の回復を請求する必要はありません。

一方、受理官庁において「相当な注意(Due care)」若しくは「故意ではない(Unintentional)」基準のいずれによっても優先権が回復されなかった場合、又は受理官庁に対し優先権の回復を請求しなかった場合は、日本の指定官庁に対して優先権の回復の請求をしない限り、日本の指定官庁において優先権の回復の基準が満たされているか否かを判断されることはありません。

（規則４９の３．１）

＜日本の指定官庁に対し優先権の回復を請求する手続＞

国内書面提出期間（翻訳文提出特例期間が適用される外国語特許出願にあっては、翻訳文提出特例期間）が満了する時の属する日後１月以内（ただし、国内書面提出期間（翻訳文提出特例期間が適用される外国語特許出願にあっては、翻訳文提出特例期間）内に出願審査の請求をした場合にあっては、その請求の日から１月以内）に、優先権主張を伴う出願をすべき期間内に出願できなかったことが故意によるものでないことを表明し、所定の期間内に出願をすることができなかった理由を簡明に記載した回復理由書を提出します。なお、特許庁長官は、回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を求める場合があります。

（特施規則３８条の１４（３）及び（４））

※　なお、優先期間（優先日から１年）経過後２月までの間にされた優先権主張は、（１）又は（２）の回復請求の有無に関わらず、当該優先日が国内移行期限の起算日として維持されます（ＰＣＴ規則２６の２．２（ｃ）(ⅲ)）ので、ご注意ください。

５．手数料等

（１）手数料

故意によるものでないことによる期間徒過後の救済については、回復理由書を提出する際、

所定の回復手数料の納付が必要です。

（手数料令１（１）⑪、２（２）⑦）

ただし、その責めに帰することができない理由により１．から４までの手続をする場合は、当該手数料の納付を要しません。

（手数料令１（１）⑪中欄括弧書、２（２）⑦中欄括弧書）

（２）救済の認否の判断

期間徒過後の手続（優先権の回復の場合はその優先権の主張。以下同じ。）が要件を満たすものか否かについての判断は、提出された回復理由書の記載に基づき特許庁長官が行います。

出願人等が手続をしないと判断して所定の期間を徒過した後、期間徒過後に状況の変化などを理由に救済手続をすることとした場合は、手続をすることができなかった理由が、「故意によるものである」と判断され救済が認められない可能性があります。

故意によるものでないことによる救済の詳細は、特許庁ホームページ　→　「制度・手続」の「法令・施策」「法令・基準」　→　「基準・便覧・ガイドライン」「期間徒過後の救済規定に係る回復要件が「正当な理由があること」から「故意によるものでないこと」に緩和されます（https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/kyusai_method2.html）」を参照してください。